

学区要望ガイドブック

令和 8 年度版

1 学区要望とは？

学区要望とは、学区自治連合会及び自治会が一体となって、まちの課題解決や将来像を実現するために市に対して行うものです。

【要望内容例】

- 市道拡幅のこと（用地提供が必要な場合は先に地域で調整をお願いします）
- カーブミラーや市街灯のこと
（設置要望の対象は市道、市道と国道・県道等の交差点、既存の電柱に限ります）
- 公園施設のこと（市が管理する公園）
- 通学路の安全対策のこと

担当部署がご不明な場合は「自治協働課」へ

担当部署がご不明な場合は、自治協働課(Tel 077-528-2730)までお気軽にご連絡ください。

【注意】以下の内容は学区要望として提出されるのではなく、担当部署・機関に直接お問合せください

- × 個別の住居・特定の個人に関するご要望
（例：軽微な道路修繕、特定場所への防犯カメラ設置等）
- × 既存設備の故障・修繕・日常的な維持管理
（例：道路のひび割れ、側溝の詰まり、公園遊具の破損）

2 要望提出の流れ

学区要望は、次のような流れで市に提出されます。



※ 回答内容についてご不明な点がございましたら、自治協働課(Tel 077-528-2730)までお問合せください。

3 要望書作成のポイント

様式について

- ・ 要望書を提出する際は、市ホームページからダウンロードできる「**所定の Excel 様式**」をご使用ください
(今年から Word ⇒ Excel に様式を変更していますのでご注意ください)
- ・ 書式やレイアウトの変更はしないでください
- ・ データでの提出にご協力ください
- ・ データの入力方法は「**学区要望 Excel フォーム入力マニュアル**」をご参照ください。(ホームページからダウンロードできます)



大津市 学区要望



記載内容について

- ・ 「新規」か「継続」かを選択してください

過去に修繕等要望書等で提出していても、学区要望として初めての内容であれば「新規」にしてください

- ・ 過去に同じ要望を出している場合は、過去の回答やその後の経緯もご記載ください
- ・ 「要望内容」は、簡潔かつ具体的にご記入ください
- ・ 市の所管ではない場所に対する要望等、過年度までに対応をお断りしている内容については、特に精査いただくようお願いします
- ・ 「要望先」欄は部局等と課を選択してください
- ・ 「図面・写真」欄には、要望番号に対応した資料番号をご記入ください

添付資料について

- ・ 地図、写真 (**鮮明なカラーのデータ**) をご提出ください
- ・ 添付ファイル(地図・写真)は以下のルールで作成してください。

学区名-自治会名-要望番号 (-枝番).jpg など ※枝番は複数ある場合のみ
(例: ○○学区-XX 自治会-1-1.jpg)

- ・ 地図には最寄りの公共施設や住所など、場所の特定に役立つ情報を記載してください
- ・ 写真は要望箇所の近景だけでなく、周囲の状況がわかるよう複数枚撮影してください

連絡先について

- ・ ご担当の方と日中に連絡が取れる電話番号・メールアドレスを必ずご記入ください

4 要望が特に多く寄せられる部署

ご要望が特に多い担当部署をご案内します。

自治協働課

【要望例】

生活安全啓発の促進 (講座の実施・啓発品の提供など)	自治協働課(生活安全係)が所管します
-------------------------------	--------------------

【※注意※ 市が直接対応できないご要望】

信号・横断歩道の設置 速度規制	警察の所管であるため、市が直接対応することができません。いただいたご要望は、警察等に共有するのみのご対応となります。あらかじめご了承ください。 ※関係機関の連絡先は「7 関係機関一覧」をご参照ください
--------------------	---

※要望先がご不明な場合は自治協働課までご連絡ください(Tel 077-528-2730)

道路・河川管理課

道路(市道)・河川(準用河川・普通河川)に関する要望

【要望例】

道路(市道)の管理	市(道路・河川管理課)が所管します
準用河川・普通河川の管理	
市街灯の新設	<ul style="list-style-type: none"> ・市道上の夜間交通安全が必要な箇所が対象です ・関西電力・NTT の電柱、または専用柱を設置できる場所が必要です ・新設する箇所の隣接者等の同意が必要です
カーブミラーの新設	<ul style="list-style-type: none"> ・市道上の物理的な視界不良箇所が対象です ・隅切りのある交差点や、一時停止・信号機などで安全対策済みの場所は対象外となります

【以下の内容は、学区要望で提出せず直接ご連絡ください】

市道の修繕 (穴ぼこ・ひび割れ・陥没)	【STEP1】 「市道認定路線網図」で市道かどうかをご確認ください 	
	【STEP2】 市道であれば「市民通報システム」でご通報ください 	
市街灯・防犯灯の不点灯	「おおつ光ラナイくん」でご通報ください 	

【※注意※ 市が直接対応できないご要望】

国道・県道・一級河川に関すること	国や滋賀県の機関の所管であるため、市が直接対応することができません。いただいたご要望は、関係機関に共有するのみのご対応となります。あらかじめご了承ください。 ※各機関の連絡先は「7 関係機関一覧」をご参照ください
------------------	---

【連絡先】 道路・河川管理課 TEL 077-528-2782

公園緑地課

市所管の児童遊園地・都市公園に関する要望

【要望例】

公園遊具の新設・更新	市(公園緑地課)が所管します 学区要望に記載してご提出ください
公園の安全対策(手すり設置など)	
長期的に対応が必要な樹木伐採など	

【以下の内容は、学区要望で提出せず直接ご連絡ください】

公園樹木の管理 (剪定・倒木対策) ・遊具の軽微な修繕	・公園緑地課までご連絡ください ・公園によって、職員による対応または公園指定管理者に共有しての対応を検討します
-----------------------------------	--

【連絡先】 公園緑地課 TEL 077-528-2784

5 その他 お問い合わせが多い内容・部署

【以下の内容は、学区要望で提出せず直接ご連絡ください】

ごみ処理・リサイクル	廃棄物減量推進課 TEL 077-528-2802
空き地の雑草・生活環境・公害	環境政策課 TEL 077-528-2760
ハザードマップ・防災関連	危機・防災対策課 TEL 077-528-2616
犬・猫などペット関連	動物愛護センター TEL 077-574-4601

【※注意※ 市が直接対応できないご要望】

公共交通機関に関する こと	<p>地域交通政策課 TEL 077-528-2736</p> <p>※JR・京阪電車・路線バス事業等の各種交通事業は各交通事業者の所管であるため、市が直接対応することができません。いただいたご要望は、各事業者に共有するのみのご対応となります。あらかじめご了承ください。</p>
------------------	---

6 提出に関するお願い

学区要望書の提出期日・提出方法については、各学区自治連合会へお問い合わせください。

このガイドブックに関するお問合せは、自治協働課(Tel 077-528-2730)までお気軽にお尋ねください。

7 関係機関一覧

市所管外の事項(国道・県道・一級河川・信号機・横断歩道・速度規制など)については、以下の関係機関にお問合せください。

内容		所管機関・連絡先
① 信号機・横断歩道・一時停止線・道路標識(規制・指示)の設置、速度規制、駐車禁止・不法駐車対策		大津北警察署 大津市真野二丁目20-23 TEL 077-573-1234 ① 窓口:交通課 ② 窓口:地域課
	②パトロール強化、交番の設置	大津警察署 大津市打出浜12-7 TEL 077-522-1234 ① 窓口:交通第一課 ② 窓口:地域課
国道1号・161号・湖西道路関連 (歩道整備・街灯設置等含む)		国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所 大津市竜が丘4-5 TEL 077-523-1741
緊急性のある 維持管理連絡	国道1号関連	草津維持出張所 栗東市中沢二丁目12-30 TEL 077-562-0842
	国道161号・湖西道路関連	堅田維持出張所 大津市本堅田四丁目15-3 TEL 077-572-1580
瀬田川の維持管理		国土交通省近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 瀬田川出張所 大津市黒津四丁目2-1 TEL 077-546-0006
県道及び国道367号・422号・477号の維持管理等 (道路拡幅・歩道整備・街灯設置・側溝整備、除草等)		滋賀県大津土木事務所 大津市松本一丁目2-1 [道路] 道路計画課 TEL 077-524-2815 [河川] 河川砂防課 TEL 077-524-2814
一級河川の維持管理等 (浚渫・除草・護岸整備・改修等)		
郵便ポストの設置等		大津中央郵便局 大津市打出浜1-4 TEL 077-524-2002
私道関係		地権者又は地元で維持管理をお願いします
農道関係		受益者又は地元で維持管理をお願いします
土地改良関係		学区内で農業組合、水利組合等と調整ください

